

第2回 デジタル法制ワーキンググループ

デジタル法制審査の指針及びアナログ規制点検ツールα版について

2023/11/29

デジタル庁 デジタル法制推進担当

デジタル法制審査に係るこれまでの経緯

- ▶ デジタル法制審査（デジタル原則適合性確認等プロセス）については、2022年（令和4年）8月以降、各国会の提出予定法案を対象として実施。
- ▶ 2023年（令和5年）6月には、デジタル社会形成基本法の改正及び重点計画の改定により、デジタル法制審査を国の方針として位置づけ。

● 各実施結果：

2022年（令和4年）秋の臨時国会提出予定法案

- ・対象：21法案
- ・7項目のアナログ規制及びFD等記録媒体規制に係る条項：23

(単位：条項)

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
13	0	0	0	0	0	10	0	23

2023年（令和5年）通常国会提出予定法案

- ・対象：58法案
- ・7項目のアナログ規制及びFD等記録媒体規制に係る条項：99

(単位：条項)

7項目のアナログ規制							FD等記録媒体規制	計
目視	定期検査	実地監査	常駐専任	対面講習	書面掲示	往訪閲覧		
22	2	1	3	4	8	52	7	99

2023年（令和5年）秋の臨時国会提出予定法案

⇒ 結果をとりまとめ中（今後公表予定）

● デジタル法制審査の位置づけ：

- ・ 2023年（令和5年）6月に「デジタル規制改革推進の一括法」が成立。デジタル社会形成基本法の改正により、デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、新規法令等のデジタル原則適合性確認等プロセスに関連する規定を措置。
- ・ 重点計画（閣議決定）において、上記の法改正を踏まえデジタル原則適合性確認等プロセスを引き続き実施する旨を明記。

今後のデジタル法制審査について（案）～

- ▶ これまでデジタル法制審査の指針は、法案が提出される国会の会期ごとに改定してきたが、デジタル法制審査のプロセスが一定程度定着してきたことから、今後は必要に応じて指針を改定することとし、引き続きアナログ規制及び情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定について確認を行う。
- ▶ 法案の所管省庁及びデジタル庁におけるアナログ規制に関係し得る条項の確認作業の効率化のため、デジタル庁で作成したアナログ規制点検ツールα版を各府省に配布する（次頁参照）。

デジタル法制審査の指針案の概要

法制度

- (1) 7項目の代表的なアナログ規制、FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規定の確認
 - 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE 1）が存在しないこと。
 - 下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合は、その工程も明確化。
 - ・活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3 のいずれの段階にあるかを確認。
 - ・テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。
 - ・オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認。

業務設計、 システム整備 等の運用

- (2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認
 - デジタル原則に適合した運用を見据え、法令等の立案段階から、業務設計、情報システムの整備等に係る検討が行われるよう、デジタル庁政府DXチーム、ビジネスアーキテクトチーム等とも連携する仕組みを導入。

アナログ規制点検ツールα版による業務効率化

現在、デジタル法制審査では、法案立案府省庁及びデジタル庁の職員が、指針にのっとり、条文案中の「検査」、「監査」、「立ち入り」、「常駐」、「講習」、「掲示」、「閲覧」、「磁気ディスク」等のアナログ規制に関するキーワードを一つずつ検索しつつ目視で確認し、アナログ規制に関係しうる規定の有無について点検を実施。



アナログ規制点検ツールα版により、アナログ規制に該当する複数の検索ワードを一斉検索して機械的に検出することを可能に。今後、必要に応じて、ツールを改良。

アナログ規制点検ツールα版の概要

- アナログ規制点検ツールに事前にアナログ規制に関係する検索ワードを登録。
- 条文案ファイルについてアナログ規制点検ツールでチェックを実行。
- 検索ワードの有無、該当数を検出するとともに、条文案ファイルにおける該当箇所を自動的にハイライト。

検索ワード	該当の有無	該当数
検査	○	108
点検		0
調査	○	27
目視		0
実地		0
立ち入	○	1
立入	○	29
現地		0

(報告及び検査) 第三百三十二条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。e

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し (①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、**①書面掲示規制** (※) 及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス (※1)

に関連する規定を措置 ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

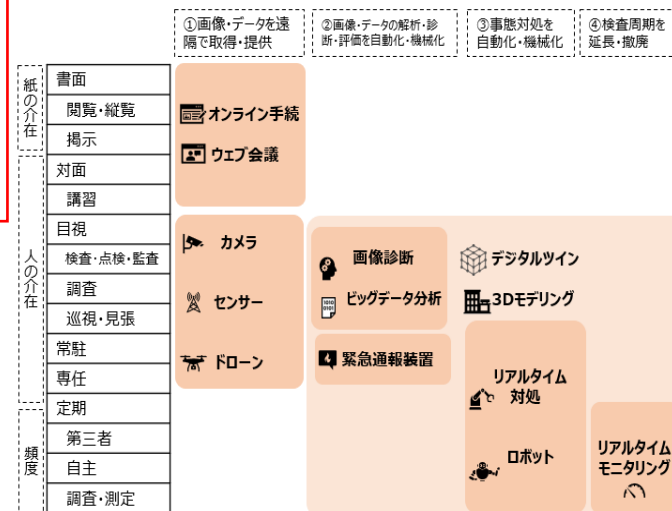
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル手続法の改正

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ (※2) の公表・活用に関連する規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため必要な施策を講じなければならないこととする (地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣 (デジタル庁) は、規制の見直しに資する技術に関する情報 (テクノロジーマップ等) について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)



第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

(3) デジタル法制審査

新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、各府省庁において、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、指針に基づく点検結果をデジタル庁に提出することとする。

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

③ デジタル法制審査の取組の強化

2024年(令和6年)通常国会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、2022年(令和4年)臨時国会提出法律案から前倒して試行実施しており、2023年(令和5年)通常国会にデジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けること等を内容とするデジタル規制改革推進の一括法案を提出したところである。これらを踏まえ、各府省庁においては、新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、デジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出することとする。また、デジタル庁においては、必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施する。